

日本健康・栄養システム学会 研究助成規定

1. 総則

本規定は、日本健康・栄養システム学会（以下「本学会」という。）が実施する研究助成事業（以下「本事業」という。）に関する組織及び運営等に関して必要な事項を定める。

2. 体制

2. 1 本事業の実施者

本事業の実施者は本学会代表理事とし、次の責務を担う。

- (1) 本事業の運営に関する規定、本事業に係る助成対象研究の選考審査及び研究成果に係る評価等を行うための評価委員会（以下「委員会」という。）の組織体制、手順書（評価基準等を含む。）及び募集要綱（申請方法、対象、募集期間、件数、助成金額、評価（選考に係るものを含む。）方法等）を制定する。
- (2) (1) に定める委員会を設置する。
- (3) (2) の委員会に係る審査資料、審査経過及び結果、研究に係る結果及び経理報告等の資料を適切に保管する。
- (4) 助成金の管理を行う。
- (5) 人権・権利利益の観点から非公開が必要な場合を除き、委員会開催状況、審査状況、研究助成報告書を公表する。
- (6) 本事業に要する費用を助成する団体がある場合には、当該団体と契約を締結し、その契約に基づいて運営する。

2. 2 委員会

- (1) 委員会の委員は代表理事が指名し、その任期を2年とする。再任することができる。
- (2) 委員会の定数は5名とし、男女両性で構成することとする。
- (3) 委員は利益相反に関する情報を学会に提供することとする。
- (4) 委員長は委員の互選とし、会務を統括する。
- (5) 委員長は委員会を招集する。
- (6) 委員長に事故があるときに備えて、委員長は委員の中から職務代行者を指名する。

2. 3 助成対象研究の審査

委員会は選考審査及び研究成果に係る評価等を次のとおり行う。

- (1) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ合意または議決することはで

きない。

- (2) 委員会は、申請者の出席を求め、申請の内容や意見を聴取することができる。
- (3) 委員長は、対面による審査に代わって、書面による評価により委員全員の審査を求め、その結果を委員会の議決に代えることができる。
- (4) 審査の対象となる研究の申請者及び申請者と利害関係のある委員は、審査及び議決に参加できない。ただし、委員会の求めに応じて、当該研究に関する説明を行うことができる。
- (5) 委員会は、必要に応じて有識者や専門家に意見を求めることができる。
- (6) 審査の判定は、手順書に定める評価基準等に従う。
- (7) 不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）に対し、本事業による助成金の返還を命じる場合は、当該不正行為等の内容その他必要な事項を公表する。ただし、当該不正行為の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない。

2. 4 判定

判定は、次の各号に掲げる表示及び助成金額とする。

- (1) 採択（助成金額）
- (2) 非採択

2. 5 採択の通知

代表理事は委員会の判定結果について応募者に通知する。

3. 計画の変更

- (1) 本事業に基づく助成を受けた研究者（共同研究においては研究代表者）は、助成された研究計画を変更する必要があるときは、速やかに代表理事に研究計画の変更を届け出る。
- (2) 前項の届出が行われた場合は、必要に応じて委員会は審査を行い、その結果を研究者に通知する。

4. 終了又は中止等の報告

- (1) 研究者は、承認された研究が、助成された研究を中止したとき及び研究期間の途中で終了したときは、速かに代表理事に報告しなければならない。
- (2) 研究者は、対象者に危険又は不利益が生じたときは、速やかに代表理事に報告しなければならない。

- (3) 上記の報告が行われた場合は、委員会はその内容を確認し、必要な意見を述べることができる。

5. 本事業に応募する者の要件

本事業に応募する者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本学会の会員であること。
- (2) 国内外問わず他学会及び財団等から同様の内容の研究に対して助成金を受けていないこと。
- (3) 過去に法令等に違反する等の不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った場合は、助成金等の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過していること。

6. 本事業による助成を受けた者の責務

本事業による助成を受けた者は、次の責務を担う。

- (1) 研究計画に定める期間内に終了すること。
- (2) 事業に係る金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、適切に管理すること。
- (3) 採択された研究計画は、倫理審査委員会等による倫理審査を経て、承認及び実施許可を得て実施すること。
- (4) 実施要綱に基づいて実施状況、結果及び会計（支出明細書を含む。）に関する報告を代表理事に行うこと。
- (5) 助成金に余剰が生じたときには本学会に返納すること。
- (6) 委員会が行う調査に応じること。
- (7) 本学会のウェブサイト及び学術集会並びに内外の学術雑誌等に公表すること。

7. 助成金の対象とならない研究

次の内容を含む研究は助成金の対象としない。

- (1) 間接経費が支出予定額の15%を超過する部分。
- (2) 事業の主たる目的である業務の大部分を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とするもの。
- (3) 前年度に実施した本事業における評価が著しく不良であった研究の実施者が申請するもの
- (4) 事業の大部分が設備又は備品購入等であるもの
- (5) 営利を目的とするもの

8. その他

本事業において実施する研究助成について、細目を別途定めることができる。

9. 規定の改定等

この規定の改定等については、本学会理事会が決定する。

附則 2023年6月17日から施行する。